

# 令和3年度 八沢小学校いじめ防止基本方針

南相馬市立八沢小学校

いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

## I いじめの防止等のための基本的な考え方

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学級・学校をつくる。
- いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通す。
- いじめている児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- 保護者との信頼関係づくり、地域住民や関係機関との連携協力に努める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、同じ学校に在籍している等、一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット・携帯電話を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条に基づく「学校のいじめ対策組織」を活用して行う。

#### ○ いじめの態様の例

- ① 冷やかされる、からかわれる。
- ② 悪口や嫌なことを言われる。
- ③ おどし文句を言われる。
- ④ 仲間はずれや無視をされる。
- ⑤ 叩かれる、けられる。
- ⑥ お金をたかられる。
- ⑦ 物品をよこすように言われる。
- ⑧ お金や持ち物を隠される、こわされる。
- ⑨ 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされる。
- ⑩ パソコンや携帯電話を使って、悪口や嫌なことをされる。

### 3 いじめの理解

いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子にも、起こり得るという認識を持つ。また、いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つことが多いことから、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるように努めるとともに、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級・学校経営を行う。特に配慮が必要な児童（発達障がいを含む障がいのある児童など）については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラーとの連携、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

### 4 いじめに防止等に関する基本的な考え方

- 教育活動全体を通して、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- 児童が自己有用感や充実感を感じ、安心して学べる教育環境作りに努める。

## Ⅱ いじめの防止等のための対策の内容

### 1 いじめの防止等のための組織の設置（学校いじめ対策組織）

本校において組織的にいじめの防止等に取り組むため、「学校いじめ対策組織」として「いじめ対策委員会」及び「学校いじめ防止対策連絡協議会」を設置する。

#### (1) いじめ対策委員会

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善を行う。
- いじめの相談、通報の窓口を担い、調査（関係児童からの聴取）、当該児童への指導を行う。
- 学校において重大事態が発生し、調査主体が学校の場合、この組織を母体としつつ、複数の教職員、心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者を加え、調査組織を設置する。学校は教育委員会を通して調査結果を市長へ報告する。

#### (2) いじめ防止対策連絡協議会

- 学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に応じて適切に機能しているかについての点検・見直しを行う役割を担う。委員は次のとおりとし、年3回定期協議会を開催し、いじめの実態把握と対応方針等について協議する。ただし、重大事態等が発生した場合には、臨時いじめ防止対策連絡協議会を開催し、いじめの解消について協議する。

	構成機関等	職名等	氏名
1	八沢小学校 PTA 役員経験者代表	学校評議員	
2	鹿島区八沢地区長会長	学校評議員	
3	南相馬市立八沢小学校 PTA 副会長	学校評議員	
4	八沢小学校学区内学識経験者	学校評議員	
5	南相馬市立八沢小学校同窓会副会長	学校評議員	
6	福島県緊急スクールカウンセラー	スクールカウンセラー	
7	南相馬市立八沢小学校	校長	
8	南相馬市立八沢小学校	教頭	
9	南相馬市立八沢小学校	生徒指導主事	
10	南相馬市立八沢小学校	養護教諭	

## 2 いじめの防止等に関する取組

本校においては、「いじめをしない、させない、許さない」の考え方を基本に、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図り、いじめ防止等の取組を推進する。

### (1) 未然防止に向けて

日頃の教育活動における「道徳教育」や「人権教育」を通して、児童の道徳心や人権意識を高める指導を展開し、それぞれのよさを認め合う学校風土づくりを推進する。

- ① 児童が自己肯定感を持てる場所を全職員で作出す。(居場所づくり)
- ② 主体的に取り組む共同的な活動を通して、児童自身が心の結びつきや信頼感を高め、自尊感情を高めていく。(絆づくり)
- ③ 児童との対話の促進に努め、加害に向かいやすくなる要因の改善に努める。
- ④ 児童がいじめ問題を自分のこととして考え、いじめ防止のために自ら活動できる集団づくりを行う。
- ⑤ 地域や関係機関と日常的な連携を推進する。(健全育成の取り組み・教育活動充実のためのネットワークの構築)
- ⑥ 家庭や地域に対し、学校便りやホームページを通して、学校がいじめ対策についての基本方針を周知し、連携した取り組みを行う。

### (2) 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくい所で発生することを認識し、学校は家庭や地域社会と連携しながら実態把握に努める。

- ① 児童の出すいじめのサインの場面と視点についてとらえる。(顔色、表情、学習態度、反応、言葉遣い、持ち物、友達関係、遅刻や欠席等)
- ② いじめを受けている疑いのある児童の具体的な姿について理解する。
- ③ 月1回のいじめアンケートを活用する。
- ④ hyper-QU 検査を行い、その結果を有効に活用する。
- ⑤ 定期、随時の担任やスクールカウンセラーによる教育相談を活用する。
- ⑥ 保護者と情報を共有する。(電話、連絡ノート、家庭訪問、PTAの諸会議等)
- ⑦ 関係機関との連携を図る。(いじめ防止対策連絡協議会、幼(保)・小・中学校の情報交換等)

### (3) 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解消を目指す。また、重大事案につながりそうな案件(いじめ態様の例⑥以上か、保護者からのすべての相談)については、南相馬市教育委員会学校教育課と連携する。

- ① いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③ いじめを認知したら、他の業務に優先して、組織的対応につなげる。
- ④ 軽微と思われるものでも、事案について迅速に聞き取り、記録を残すことで、指導の方針、その後の対応を丁寧に行い、継続的な指導、支援を行っていく。
- ⑤ 少しでも重大事案につながる可能性のある事案は教育委員会へ早急に報告を行い、教育委員会と連携した取り組みをしていく。
- ⑥ 被害児童を守り通し、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- ⑦ 謝罪や責任を問うことに終始することなく、児童の人格形成に主眼を置いた指導をする。
- ⑧ 法を犯す行為に対しては、早急に南相馬警察署生活安全課に相談して協力を求める。
- ⑨ いじめが解消したと思われる後も、児童に聞き取りをし、保護者と継続的な連絡を行う。

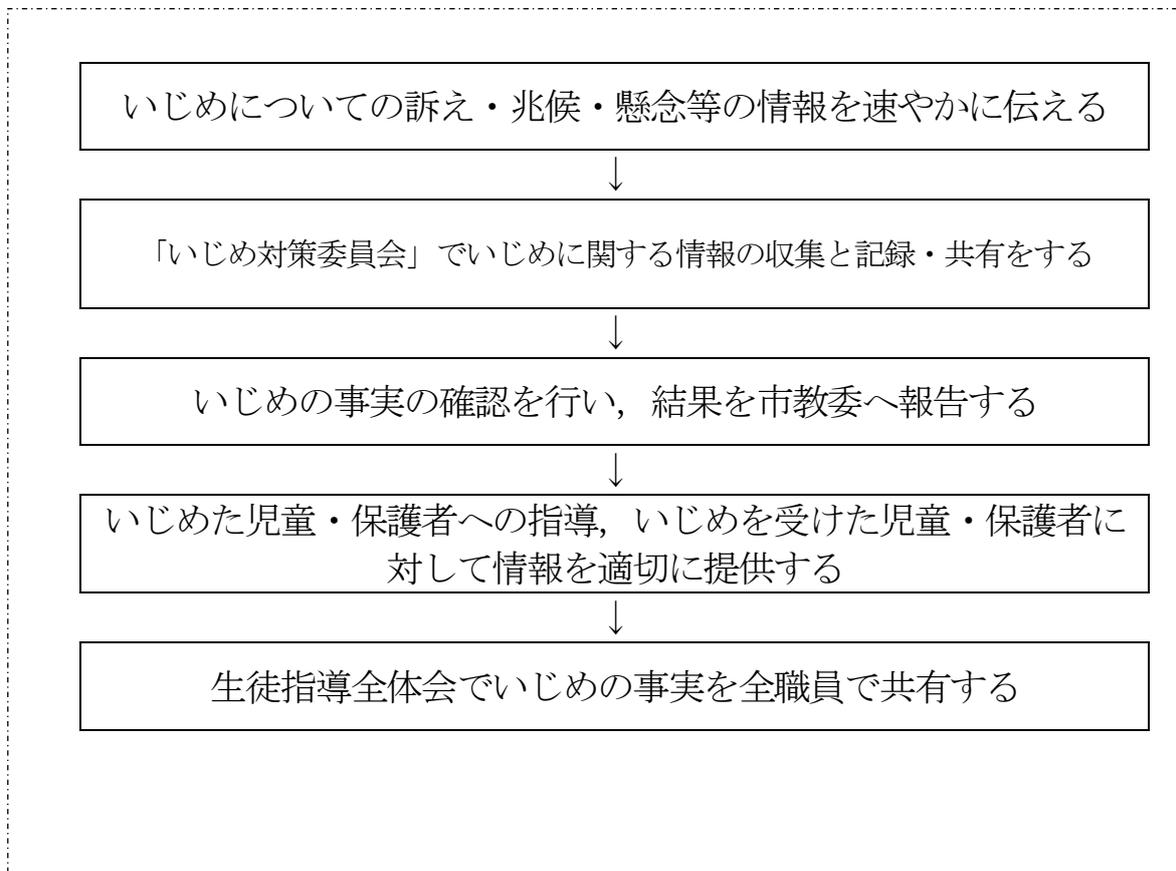
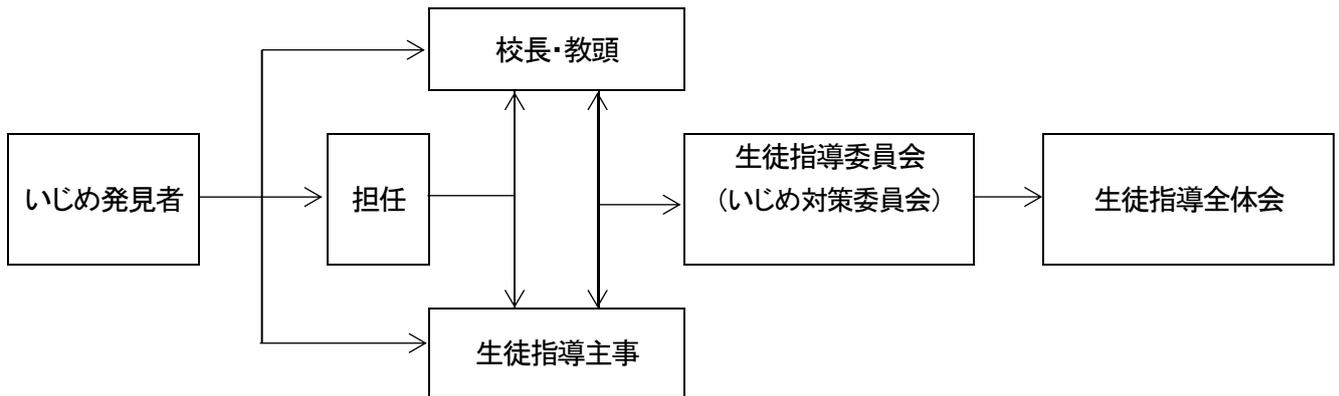
(4) 地域や家庭との連携

- ① いじめに関する情報提供, 啓発活動
- ② 相談窓口の周知
- ③ 職場体験活動や交流活動等による連携

(5) 関係機関との連携

- ① 教育委員会, 関係機関と連携協力した対応

(6) いじめ事案への対応フロー



### 3 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の定義

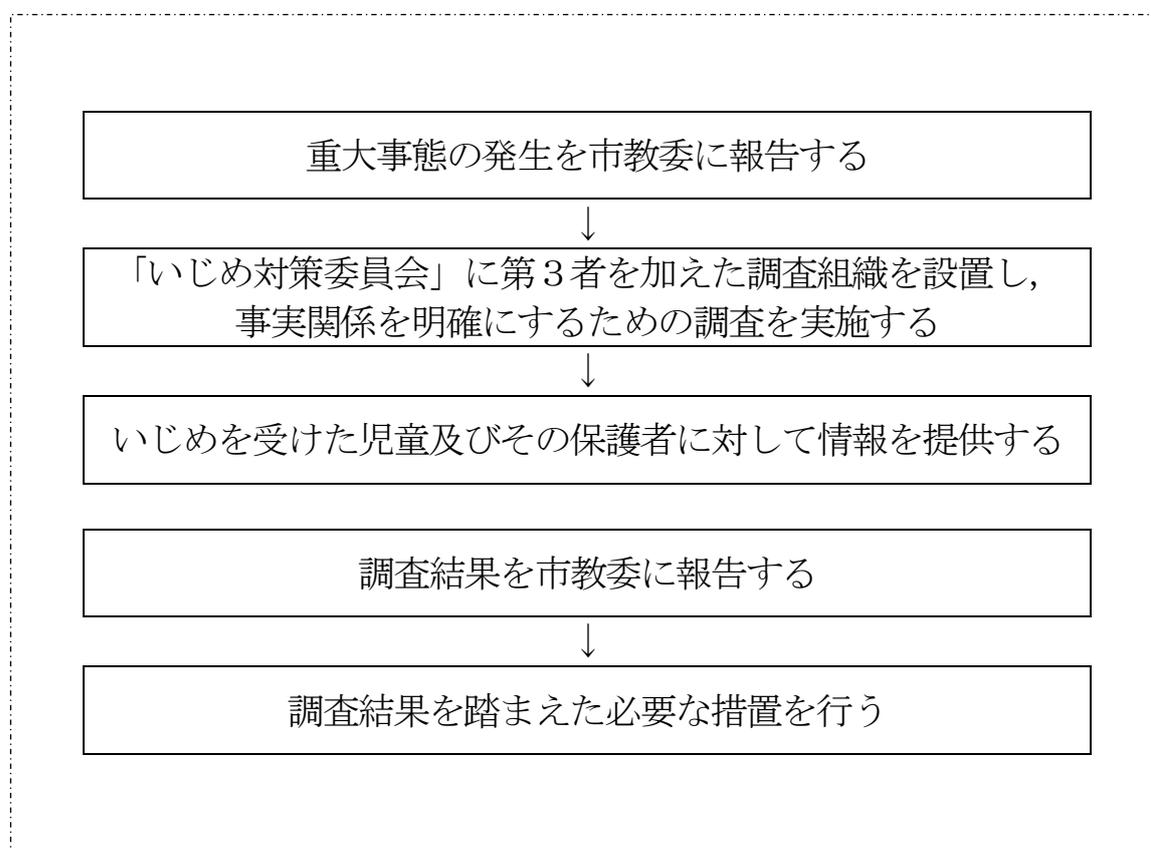
いじめによる重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」や「いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいう。

#### (2) 調査を要する重大事態

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - (a) 児童が自殺を企図した場合
  - (b) 身体に重大に傷害を負った場合
  - (c) 金品等に重大な被害を被った場合
  - (d) 精神疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③ 保護者から児童がいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

#### (3) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。



#### 4 いじめの防止等に関する年間指導計画

月	実態調査	児童の 取り組み	PTA・関係機関 との連携	教育相談	職員研修等
4	いじめ調査 (児童・保護者)	あいさつ運動	PTA総会 授業参観 保護者懇談会	SCとの 面談	生徒指導全体会 いじめ対策委員会 (随時)
5	いじめ調査 (児童)	あいさつ運動	学校警察連絡協議会	SCとの 面談	生徒指導全体会 いじめ対策委員会 (随時)
6	いじめ調査 (児童・保護者) hyper-QU 検査	あいさつ運動		SCとの 面談 家庭訪問	生徒指導全体会 いじめ対策委員会 (随時)
7	いじめ調査 (児童)	あいさつ運動	授業参観 保護者懇談会 鹿島中ブロック生徒指導協議会 第1回いじめ防止対策連絡協議会	SCとの 面談	いじめ対策委員会 (随時)
8		あいさつ運動		SCとの 面談	いじめ対策委員会 (随時)
9	いじめ調査 (児童・保護者)	あいさつ運動		SCとの 面談	生徒指導全体会 いじめ対策委員会 (随時)
10	いじめ調査 (児童) hyper-QU 検査	あいさつ運動		SCとの 面談	生徒指導全体会 いじめ対策委員会 (随時)
11	いじめ調査 (児童・保護者)	あいさつ運動	フリー参観 鹿島中ブロック生徒指導協議会 第2回いじめ防止対策連絡協議会	SCとの 面談 教育相談	生徒指導全体会 いじめ対策委員会 (随時)
12	いじめ調査 (児童)	あいさつ運動		SCとの 面談	いじめ対策委員会 (随時)
1	いじめ調査 (児童・保護者)	あいさつ運動		SCとの 面談	生徒指導全体会 いじめ対策委員会 (随時)
2	いじめ調査 (児童)	あいさつ運動	授業参観 保護者懇談会 学校警察連絡協議会 第3回いじめ防止対策連絡協議会	SCとの 面談	生徒指導全体会 いじめ対策委員会 (随時)
3	いじめ調査 (児童・保護者)	あいさつ運動			いじめ対策委員会 (随時)

#### 5 評価と改善

いじめ問題に関する取り組みを学校評価項目に以下のように位置付け、評価改善に努める。  
また、いじめ対策委員会やいじめ防止対策連絡協議会において、取り組みの検証・見直しを行う。

- 保護者用「お子さんは、いじめをしないで友だちと仲良くしていると思いますか。」
- 児童用「人の悪口やいやなことを言わないで、だれとでも仲良くするようにしているか。」
- 教師用「子どもたちに、いじめをしないで友達と仲良くするように指導しているか。」

## 6 関係機関等

- 福島地方法務局 相馬支局 (☎ 36-3413)
  - ・ 不当な差別情報等に関する人権相談
  - ・ インターネット・携帯電話によるいじめの解決 (削除の申し出, 発信者情報の開示請求)
- 南相馬警察署 生活安全課 (☎ 22-2191)
  - ・ 少年補導 ・ 声かけ事案 ・ 街頭補導 ・ 防犯教室
- 南相馬地区学校警察連絡協議会 (事務局 原町一小 (R2~R3) ☎ 22-5166)
  - ・ 少年補導 ・ 街頭補導等
- 浜児童相談所南相馬相談室 (☎ 26-1135)
  - ・ 児童虐待相談 ・ 発達障がい相談 ・ 非行相談 ・ しつけ相談
- 福島県教育庁 相双教育事務所 学校教育課 (☎ 26-1316)
  - ・ 県緊急スクールカウンセラー等派遣事業
  - ・ スクールソーシャルワーカーの派遣
- 主任児童委員 (児童委員) (南相馬市社会福祉協議会 ☎ 24-3415)
  - ・ 家庭環境等の把握 (母子家庭, 児童虐待, 不登校, 非行等)
- 南相馬市適応指導教室 (原町区 やすらぎ広場 ☎ 24-1500, 鹿島区 さくら教室 ☎ 46-1420  
小高区 紅梅教室 ☎ 44-2530)
  - ・ 学校生活や家庭生活などの悩みや心配ごとについての来所相談・電話相談
  - ・ 不登校 (傾向) 児童生徒の生活・学習改善に向けた指導・助言
  - ・ 臨床心理士による「心のケア相談会」
- 家庭児童相談室 (南相馬市子育て支援課) (☎ 23-7464)
  - ・ 子どもの家庭における適正な養育や児童福祉に関する相談
- 発達支援室 (南相馬市子育て支援課) (☎ 24-5215)
  - ・ 子どもの発達支援に関する相談
- 子育て世代包括支援センター「すこやか」 (南相馬市健康づくり課) (☎ 24-5338)
  - ・ 妊娠期から子育て期における妊娠・出産・子育てに関する相談
- 子育て支援センター (原町区 ☎ 24-4558, 鹿島区 ☎ 46-1717)
  - ・ 就学前の幼児を対象に, 子育てに関する相談

関係機関等	電話番号	相談内容等
子どもと家庭テレフォン相談 (福島県中央児童相談所)	024(536)4152	毎日 9:00~20:00(祝日・年末年始を除く) 不登校, しつけ, 非行, 性格行動など子育てに関する不安や悩みなど
ダイヤルSOS (福島県教育センター)	0120(453)141	月~金 10:00~17:00(祝日・年末年始を除く) いじめ, 不登校, 体罰, 学校生活不適応ほか教育一般の相談
ふくしま24時間子どもSOS (福島県教育委員会)	0120(916)024	24時間受付 いじめや不登校, 教育に関する相談
ふくしま子どもLINE相談 (福島県教育委員会)		毎日 17:00~21:00 児童生徒の悩みをLINEで相談 ※QRコードは学校から配布
福島県青少年総合相談センター (福島県青少年育成県民会議)	024-546-0006	火~土 9:30~17:30(祝日・年末年始を除く) いじめ, 不登校, ひきこもりなどの相談
児童相談所虐待対応ダイヤル (厚生労働省)	189 (いち・はやく)	24時間受付 ※所管の児童相談所が対応
いじめ110番 (福島県警察本部)	0120(795)110	月~金 9:00~17:00(祝日・年末年始を除く) いじめ・少年の悩みに関する相談

ヤングテレホン (福島県警察本部)	024-526-1189	月～金 9:00～17:00(祝日と年末年始を除く) 家庭、学校、友人関係など青少年の思春期の悩み や子どもの非行問題など
インターネット少年相談 (全国少年警察ボランティア協会)		少年相談をインターネットで受付 <a href="http://zenshokyo.ecs.or.jp/soudan/">http://zenshokyo.ecs.or.jp/soudan/</a>
インターネット・ホットラインセンター (警察庁)		インターネット上の違法・有害情報に関する通報受 付(警察への通報やプロバイダ等への削除依頼等) <a href="http://www.internethotline.jp/">http://www.internethotline.jp/</a>
子どもの人権110番 (法務局)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く) 子どもの人権に関する相談
子どもの人権SOS-eメール (法務局)		子どもの人権相談をインターネットで受付 <a href="https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html">https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html</a>
24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	0120-0-78310 (なやみ言おう)	24時間受付 いじめ問題など子どものSOS全般
インターネット違法・有害情報 相談センター (総務省)		インターネット上の違法・有害情報及び安心・安全 に関わる相談(誹謗中傷、名誉毀損、人権問題、自 殺などに関する書き込みへの対応や削除方法、そ の他トラブルに関する対応方法) <a href="http://www.ihaho.jp/">http://www.ihaho.jp/</a>
よりそいホットライン (岩手・宮城・福島専用) (社会的包摂サポートセンター)	0120-279-226 (つなぐ・つつむ)	24時間受付 悩みごと全般
福島いのちの電話 (福島いのちの電話)	024-536-4343	毎日 10:00～22:00, 第3土曜日 24時間 悩みごと全般
チャイルドライン (チャイルドライン支援センター)	0120-99-7777	毎日 16:00～21:00(年末年始を除く) 18歳までの子どものための悩みごと相談